



わが街の



令和5年度 改訂版

# 障がい福祉サービス

サービスを利用するために



障がいのある人もない人も  
互いに支えあい、協働し  
すべての市民の笑顔が  
かがやくまち よこて



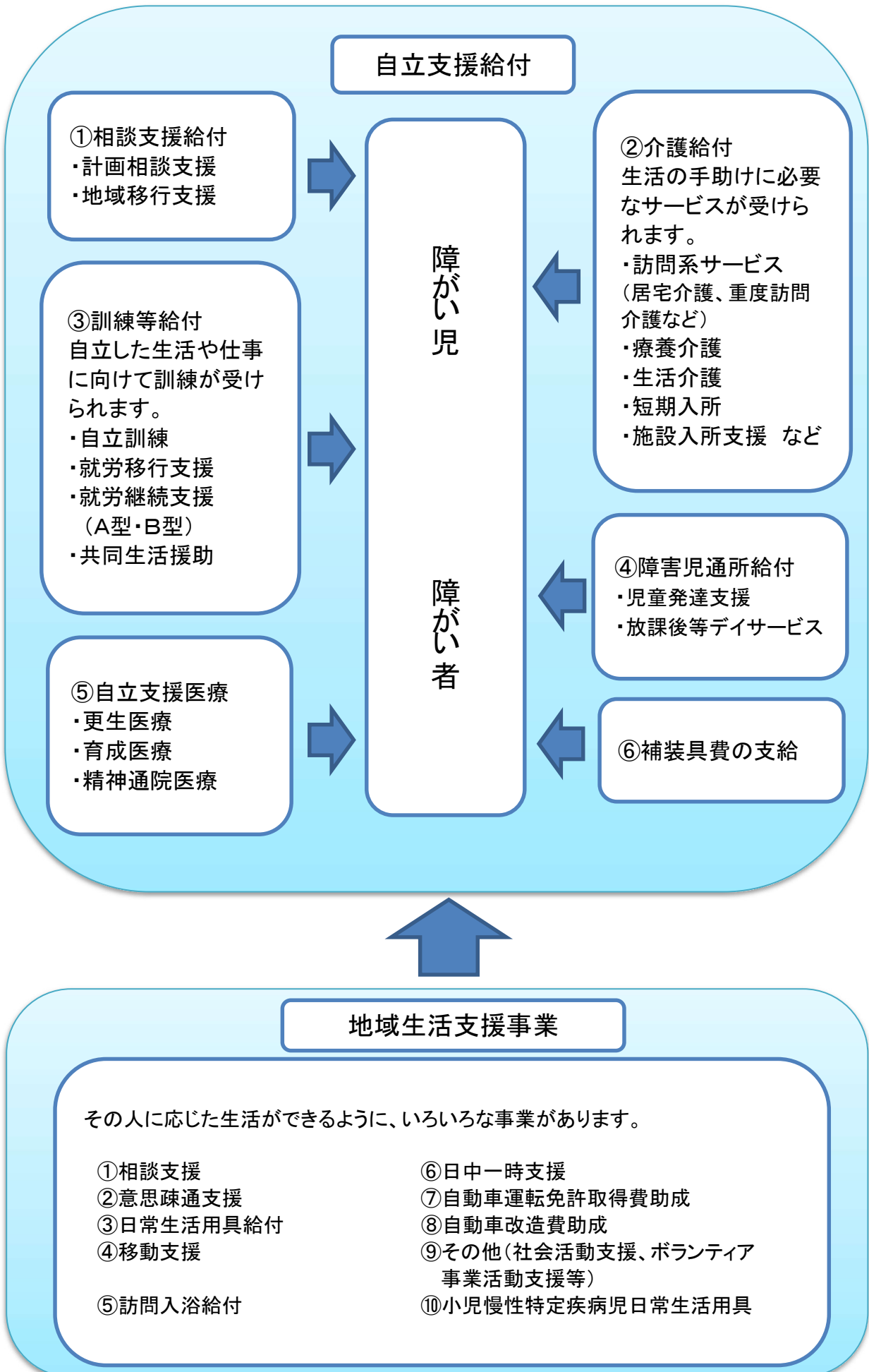
横 手 市

横手市自立支援協議会

1. 障害者総合支援法について	
① 障害者総合支援法・児童福祉法で受けられるサービス	1
② 障がい福祉サービスの利用方法	2
2. 障がい福祉サービスについて	
＜自立支援給付＞	
① 相談支援給付	3
② 介護給付	4
③ 訓練等給付	5
④ 障害児通所給付	5
⑤ 自立支援医療	6
⑥ 補装具費の支給	6
＜地域生活支援事業＞	
地域生活支援事業	7
3. 福祉サービスを受ける際の利用者負担について	8
4. 横手市の相談窓口一覧	9



障害者総合支援法・児童福祉法で受けられるサービス



障がい福祉サービスの利用方法

あなた

**①相談**

相談支援事業所に、障がい福祉サービスの利用についての相談をします。

※相談支援事業所は、P3で紹介しております。

**②申請**

本庁舎4階社会福祉課や各地域局に利用申請をします。相談支援事業所による、代理申請も可能です。

**③訪問調査(聞きとり調査)**

調査員が障がい者または障がい児の保護者等と面接して、普段の生活の様子についておうかがいします。

市役所

<審査会>

・障害支援区分(区分1～区分6)の認定

**④事業所と契約**

「相談支援事業所」を選択し、サービス等利用計画作成に関する契約をします。そのうえでどんなサービスを利用していか、相談して決めていきます。

<決定・通知>

・支給の決定  
・『障害福祉サービス受給者証』の交付

**⑤サービスの利用開始**

『障害福祉サービス受給者証』を提示してサービスを利用します。

**⑥支払い**

サービスを利用した時は、事業者や施設に利用料を支払います。



## ①相談支援給付



### 計画相談支援事業所

計画相談支援事業所は、障がい福祉サービスについて

- ①申請前の相談に応じます。
- ②申請をするときの支援をします。
- ③実際にサービスを受けるときに、『サービス等利用計画』を作ります。
- ④サービスを提供している事業者と連絡調整をします。

※横手市内の計画相談支援事業所は次の8事業所です。

事業所名	連絡先
社会福祉法人 秋田県社会福祉事業団 阿桜園	〒013-0064 横手市赤坂字仁坂105 電話：0182-32-6085 E-mail：azakuraen@fukinoto.or.jp
社会医療法人 興生会 地域生活支援センター のぞみ	〒013-0014 横手市平和町3-30 よねやMGビル1F 102・103号室 電話：0182-35-5781 E-mail：nozomi@kohseikai.com
社会福祉法人 ファミリーケアサービス 障がい者支援施設 ひまわり社	〒013-0044 横手市横山町3-12 電話：0182-23-9310 E-mail：himawari-sha@family-care-service.or.jp
合同会社 Goya ケアサポート たんせ	〒013-0001 横手市杉沢字鶴谷地106-2 電話：0182-33-2551 E-mail：tanse620@hb.tp1.jp
一般社団法人 よこて地域福祉研究会 障がい福祉センター ぴらん	〒013-0063 横手市婦気大堤字婦気前235-6 電話：0182-23-5861 E-mail：plan@welfare-plan-yokote.jp
社会福祉法人 慈泉会 相談支援事業所 あいなび 横手出張所	〒013-0068 横手市梅の木町8-5 電話：0182-23-8418 E-mail：sun-yokote@sunwork-rokugo.jp
合同会社 福祉のパートナーなでしこ 相談支援事業所 なでしこ	〒013-0521 横手市大森町字大森47 電話：0182-23-6505 E-mail：nadeshiko@basil.ocn.ne.jp
合同会社 ももの花 相談支援事業所 ももの花	〒019-0701 横手市増田町増田字上川原18-1 電話：0182-23-5440 E-mail：momonohana@aiores.ocn.ne.jp



②介護給付(日常生活に必要な支援)

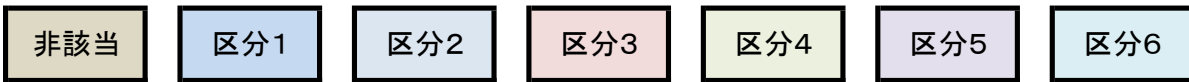


自分の家で受けられるサービス	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等をおこないます。 【障害支援区分1以上】
	重度訪問介護	重度の障がいがある人に、普段の生活のいろいろな支援を総合的におこないます。 【障害支援区分4以上※】
	同行援護	視覚障がいにより移動が難しい人に、外出に同行して支援をおこないます。 【障害支援区分2以上※】
	行動援護	危険なく安全に外出ができるように支援をします。 【障害支援区分3以上】
	重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人で、特に程度が高い人に対し、福祉サービスを包括的に提供します。 【障害支援区分6】
住む場所の提供	施設入所支援	施設に入所している人に、夜間や休日に必要な介護をおこないます。 【障害支援区分4以上、50歳以上で障害支援区分3以上】
	療養介護	病院や施設で常に医療と介護が必要な人に、訓練や看護、介護などをおこないます。 【障害支援区分5以上の身体障害者※】
施設で受けられるサービス	生活介護	常に介護が必要な人に、介護を行うと共に、日中活動の機会を提供します。 【障害支援区分3以上、50歳以上で障害支援区分2以上】
	短期入所 (ショートステイ)	自宅での介護が難しいときに、短期間、施設で生活ができます。 【障害支援区分1以上】
	共同生活援助 (介護サービス包括型)	夜間や休日、共同生活をおこなっているところで、必要な介護をうけられます。 【障害支援区分2以上】

※がついているサービスを受けるためには、障害支援区分のほかに一定の条件が必要となります。  
※障害支援区分は『障害福祉サービス受給者証』に明記しております。

障害支援区分とは・・・◎障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものです。

(低い) ←————— 必要とされる支援の度合い —————→ (高い)



### ③訓練等給付(就労や生活を支援)

**自立訓練**  
(機能訓練・生活訓練)

自立した日常生活や社会生活を送れるようになるために、一定期間必要な練習や訓練を受けることができます。

**就労移行支援**

一般企業などに就職を希望する人に、一定期間就労に必要な訓練をおこないます。

**就労継続支援**  
(A型・B型)

一般企業で働くことが難しい人に、働く場を提供し、就労に向けた訓練を行います。

**就労定着支援**

一般就労した人の就労に伴う生活面の課題に対し、必要な連絡調整や指導・助言等を行います。

**自立生活援助**

障害者支援施設等を利用していた人で、一人暮らしを希望する人に対し、一定期間にわたり定期的な巡回訪問や随時の対応等の支援を行います。

**共同生活援助**  
(グループホーム)

夜間や休日に、共同生活しているところで、相談や日常生活上の支援をおこないます。

### ④障害児通所給付(日常生活における基本的な動作の指導・訓練)



**児童発達支援**

就学前の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。

**医療型  
児童発達支援**

就学前の障がい児に日常生活での基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等の援助のほか、身体状況により治療も行います。

放課後等デイサービス

就学後の障がい児に授業の終了後または学校が休みの日に、必要な訓練や社会交流の促進を行います。

保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障がい児に対し集団生活に適応するための専門的な支援やその他必要な支援を行います。

居宅訪問型  
児童発達支援

障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な重度障がい児に対し、居宅を訪問して児童発達支援を行います。

⑤自立支援医療(医療費などの支援)

更生医療

身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方が、関節形成術、心臓手術、人工透析などを受けるときに利用できます。

育成医療

18歳未満の児童で、身体に障がいのある人、または現在かかっている病気で、将来障がいを残す可能性がある人と認められる人で、手術で障がいの改善が見込まれる人が対象です。

精神通院医療

精神疾患のため、継続的に通院治療を受けている人が利用できます。

⑥補装具費の支給



- ・障がいのある人の体の不自由な部分を補う器具(補装具)の購入費や修理費を補助します。
- ・事前に申請が必要です。

対象者	身体障害者手帳をお持ちの方で、世帯の市民税所得割額が46万円未満の方
費用	費用の1割が原則自己負担となります。ただし月額上限額37,200円です。なお、市民税非課税の方は無料です。

☆補装具の種類

障がい名	補装具の種類
視覚障がい	視覚障害者安全つえ、義眼、めがね
聴覚障がい	補聴器
肢体不自由	義肢(義手・義足)、装具、座位保持装置、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、座位保持いす、起立保持具、頭部保持具
内部障がい	車いす、電動車いす(1級の方)、歩行器、歩行補助つえ
肢体不自由かつ音声言語機能障がい	重度障害者用意思伝達装置



## 地域生活支援事業

### ①相談支援

福祉サービスについて、必要な情報提供や助言などをおこないます。

### ②意思疎通支援



聴覚に障がいがある人が、意思の伝達に支援が必要な場合に手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

### ③日常生活用具給付

重度の障がいがある人に、日常生活を支援する用具を給付します。

### ④移動支援

障がいのある人が屋外での移動が難しい場合や、一人で外出するのが難しいときに移動の支援をします。

### ⑤訪問入浴

身体に障がいがある方の自宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介助をおこないます。

### ⑥日中一時支援

障がいのある方や児童に、日中や放課後に活動して過ごす場を提供します。

### ⑦自動車運転免許取得費助成

障がいのある方の就労や社会参加活動の促進を図るため、自動車操作訓練を終了するのに要した費用を助成します。

### ⑧自動車改造費助成

障がいのある方の就労や社会参加活動の促進を図るため、自動車改造に要した費用を助成します。

### ⑨その他

自発的活動支援(社会活動支援、ボランティア活動支援)、成年後見制度利用支援、手話奉仕員養成研修、地域活動支援センター運営及び機能強化、福祉ホーム、スポーツ・レクリエーション教室、声の広報等発行

### ⑩小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業

身体障害者手帳を持っていない在宅の小児慢性特定疾病児の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具を給付します。

自立支援給付とは別の負担額になります。  
利用者負担についてはP8を参考にしてください。

## 福祉サービスを受ける際の利用者負担について

## 自立支援給付

原則として、利用者はサービス費用の1割を負担します。食費等一部自己負担となる方もいます。(市民税非課税世帯は、利用者負担はありません。)

※ただし、障がい児で通所施設のみ、もしくは通所施設と短期入所を利用する場合は1,500円の負担が生じることがあります。

・市民税課税世帯は、下記表をご参考ください。

利用者	障がい福祉サービスの区分	負担上限額	
障がい者 (18歳以上)	居宅・通所	所得割額が16万円未満 9,300円	所得割額が16万円以上 37,200円
	入所	37,200円	
障がい児 (18歳未満)	居宅・通所	所得割額が28万円未満 4,600円	所得割額が28万円以上 37,200円
	入所	所得割額が28万円未満 9,300円	所得割額が28万円以上 37,200円

## 地域生活支援事業

・市民税非課税世帯の方は無料です。

事業名	費用
①相談支援	無料
②意思疎通支援	無料
③日常生活用具給付	費用の1割が原則自己負担となります。 (月額上限額 37,200円)
④移動支援	基準単価の1割が自己負担となります。
⑤訪問入浴	1回 1,260円～1,304円
⑥日中一時支援	基準単価の1割が自己負担となります。
⑦自動車運転免許取得費助成	自動車操作訓練を終了するに要した費用を10万円まで助成します。
⑧自動車改造費助成	直接改造に要した費用を10万円まで助成します。
⑩小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業	市民税所得割額の課税状況によって異なります。



## 横手市の相談窓口一覧

### ☆相談・手続き時間

月曜日～金曜日(ただし祝日・年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時15分



名 称	住 所 ・ 電 話 等
横手市役所 市民福祉部 社会福祉課 (本庁舎4階)	※福祉事務所 〒013-8601 横手市中央町8番2号 庁舎4階 電 話 : 35-2132 F A X : 32-9709
まちづくり推進部 増田市民サービス課 (増田庁舎2階)	※増田地域局 〒019-0701 横手市増田町増田字土肥館173番地 電 話 : 45-5514 F A X : 45-5563
まちづくり推進部 平鹿市民サービス課 (平鹿庁舎1階)	※平鹿地域局 〒013-0105 横手市平鹿町浅舞字覚町後138番地 電 話 : 24-1114 F A X : 24-3087
まちづくり推進部 雄物川市民サービス課 (雄物川庁舎1階)	※雄物川地域局 〒013-0205 横手市雄物川町今宿字鳴田1番地 電 話 : 22-2157 F A X : 22-2184
まちづくり推進部 大森市民サービス課 (大森庁舎1階)	※大森地域局 〒013-0514 横手市大森町字大中島268番地 電 話 : 26-2115 F A X : 26-3894
まちづくり推進部 十文字市民サービス課 (十文字庁舎1階)	※十文字地域局 〒019-0529 横手市十文字町字海道下12番地5 電 話 : 42-5114 F A X : 42-3672
まちづくり推進部 山内市民サービス課 (山内庁舎1階)	※山内地域局 〒019-1108 横手市山内土渕字二瀬8番地4 電 話 : 53-2933 F A X : 53-2155
まちづくり推進部 大雄市民サービス課 (大雄庁舎1階)	※大雄地域局 〒013-0461 横手市大雄字三村東18番地 電 話 : 52-3905 F A X : 52-3925



#### ※おことわり

このおしらせは令和6年1月時点での概要です。

今後、法令の改正などのより、内容が変更される場合があります。

#### ※横手市自立支援協議会とは・・・

障害者総合支援法の施行に伴い、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携を緊密にするとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うため、平成25年4月に設置しました。

委員は、学識経験者、障がい者団体関係者、保健・医療関係者、雇用関係機関担当者、教育関係者、障がい福祉サービス・相談支援事業関係者及び市町村障がい福祉担当者から構成されています。

### わが街の障がい福祉サービス(サービスを利用するために) 令和5年度改訂版

令和6年1月

発行:横手市自立支援協議会  
(事務局:横手市 市民福祉部 社会福祉課)  
〒013-8601 横手市中央町8番2号  
TEL 0182-35-2132 / FAX 0182-32-9709